

令和5(2023)年栃木県環境審議会第5回気候変動部会
議 事 録

令和6(2024)年2月1日(木)

令和5(2023)年度栃木県環境審議会第5回気候変動部会の開催結果

○ 日 時

令和6(2024)年2月1日(木)10時00分から11時00分まで

○ 場 所

栃木県庁昭和館 多目的室3

○ 出席者

〔委員〕江連比出市委員、小菅美智子委員、中祖光隆委員、根本泰行委員、花崎直太委員、山田洋一委員、横尾昇剛委員

〔県〕気候変動対策課長 ほか

1 気候変動対策課長 挨拶

本部会においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準」について御審議いただき、前回は市町の意見を踏まえた県基準案の修正について御了承いただいたところである。

今回は、当該県基準案について実施した2回目のパブリックコメントの結果をお示しするとともに、栃木県環境審議会への報告書について御審議いただきたいと考えている。

今後については、本日の結果を踏まえて資料を修正し、3月5日に開催が予定されている環境審議会に報告して答申をいただき、県基準を策定・公表することを考えている。

本日の部会は、県基準について御審議いただく最終回となる。委員の皆様には、さまざまな見地から活発な御議論をお願いしたい。

2 議 題

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準最終案について
- ・ 栃木県環境審議会への報告書について

<事務局から資料により説明>

～質疑・意見～

【中祖委員】

「適用除外」の考え方を確認したい。「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき施設整備計画を作成済み若しくは作成予定の」とあるが、この「作成予定」というのは、どういった状況を想定しているのか。

【事務局】

市町が促進区域を設定する際、当該計画を作成する予定で内容の検討が進められている場合は、当該計画の再エネ事業区域には県基準の一部を適用しない。例えば、県基準で「促進区域に含めることが適切でない区域」としている甲種農地・第1種農地であっても当該計画の再エネ事業区域内であれば促進区域に設定できる。

なお、当該計画を作成済みの市町は、県内にはまだない。

【中祖委員】

県基準を策定する時点では施設整備計画がなくても、今後作成された場合、当該計画の再エネ事業区域が適用除外になるということは、適用除外の範囲は策定時点よりも広がる可能性があるということか。

【事務局】

そのとおりである。

当該計画は、市町が国や県と協議し、地域と合意形成を図ったうえで作成するものであり、県基準が適用除外となっても、支障はないものと考えている。

【江連委員】

資料2の5ページにある「風力発電施設を対象とする環境配慮事項」について、シャドーフリッカーの影に係る内容があるが、風力発電の風車が回ると大きくて恐ろしいような音がするので、騒音に係る環境配慮事項を追加するべきではないか。

【事務局】

「風力発電施設を対象とする環境配慮事項」には、既に騒音に係る環境配慮事項がある。資料2は環境審議会への報告書で、御指摘されたページは県基準を一部抜粋した箇所であり、資料2の別添である県基準本体の13ページには、「騒音による影響に関する事項」が記載されている。

【横尾部会長】

環境審議会でも同様の指摘を受ける可能性があるため、留意されたい。

【根本委員】

県基準の環境配慮事項は、環境影響評価法や条例とつながりがあるのか。

特に、バイオマス発電施設は、環境影響評価法と条例のいずれの対象でもないが、どのように考えているのか。

【事務局】

県基準の環境配慮事項は、環境影響評価の項目も参考にしながら、庁内関係課や市町に意見照会し、地域特有の条件等も考慮して作成した。

バイオマス発電については、一般的に懸念される影響等を踏まえて内容を作成した。

【花崎委員】

3点質問する。

1点目、資料2の1ページの図について、国基準の「配慮が必要な地域」と県基準の「促進区域に含めることが適切でない区域」は、重複しているのか。

2点目、資料2の2～3ページにかけて「基本的な考え方」が示されているが、具体的な検討内容を示された方が、内容に対する理解を得られるのでは。

3点目、環境配慮事項の内容について、例えば「収集すべき情報」の「保全対象施設の分布状況」はどのくらい収集するのか、「留意事項」の「住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置する」の「極力離れた」とはどのくらいか等、具体的に示された方が市町は運用の際に困らないと思う。

【事務局】

1点目について、本県の場合は、国基準の「配慮が必要な地域」のほぼすべてを、より厳しい「促進区域の含めることが適切でない区域」とし、更に県独自の「配慮が必要な地域」を加えている。

2点目について、資料2の3ページ以降に示す「県基準(案)の概要」では、基本的な考え方を踏まえたより具体的な検討内容を記載している。

3点目について、配慮のために適切な情報量やとるべき距離などは、個別の案件によって異なるため、一概に県基準として示すことは難しい。県基準では、あくまでも留意すべき事項や観点を示し、実際の運用に当たって、相談対応や助言等で支援したい。

【横尾部会長】

県基準策定後、制度運用に当たっては、具体的な取扱いなどに関する疑問が出てくると思う。市町の負担が軽減されるよう、対応する心構えをしておいてほしい。

【事務局】

事例を県内市町に適宜共有するなど、工夫・配慮しながら対応していきたい。

【山田委員】

適用除外があり得る範囲を資料2の1ページの図で表すと、どこになるのか。

【事務局】

国基準は全国一律に適用されるため、県基準として赤枠で示した部分である。

【山田委員】

環境審議会の資料はこのままでも構わないが、部会場で内容を審議する際には、適用除外の範囲を示す図があった方がわかりやすかったように思う。

【小菅委員】

適用除外の場合として、県基準がない図があっても良いと思う。

【横尾部会長】

適用除外によって県基準が虫食い状になっている図があると良いのかも知れない。

【事務局】

県基準の本体には、現状どおり基本のパターンを図示し、環境審議会への報告書には、適用除外を表現した図を追加するという事で対応させていただきたい。

【山田委員】

資料2の6ページの適用除外を説明するページに追加するとちょうど良いと思う。

【横尾部会長】

委員から他に意見がなければ、ここで本日の議論をまとめたい。

おおむね事務局案に問題ないということでよいか。

(一同異議なし)

今回の議論の結果を踏まえて事務局が資料を修正し、環境審議会への報告を行うということでよいか。本日の部会で出た意見の反映及び修正については、部会長に一任ということでよいか。

(一同異議なし)

3 その他

【横尾部会長】

その他、委員及び事務局から何かあれば発言をお願いします。

【課長】

今回は、県基準について御審議いただく最後の部会だった。年度当初に想定していたよりも長期間にわたって専門的見地からの貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

県基準策定後は、市町が促進区域制度を適切に運用できるよう支援するなど、地域に役立つ再生可能エネルギーの導入を推進して参る所存である。